

○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学公的研究費不正使用調査委員会規程

平成31年4月1日

規程第85号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学公的研究費不正使用調査委員会規程(平成28年規程第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学公的研究費管理規程(平成31年規程第84号。以下「管理規程」という。)の規定に基づき設置する、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学研究費不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、本規程に定めるもののほか、管理規程の定めに従う。

(組織)

第3条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長がこれを委嘱する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 財務を担当する理事
- (3) 法律の知識を有する学外者 2人
- (4) 経理の知識を有する学外者 2人
- (5) その他理事長が必要と認めた者 若干人

2 調査委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、前項第1号に規定する委員をもってこれに充てる。

3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 調査委員会が必要と認めたときは、調査委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員の任期は、申立てに係る調査結果の報告に基づく公的研究費の不正使用の認定(当該認定に対する不服申立ての審理を含む。)が確定した時点をもって終了する。

6 第1項第3号及び第4号の委員については、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学、申立者及び被申立者等と直接の利害関係を有しない者とする。

(守秘義務)

第4条 調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(調査方法)

第5条 調査委員会は、申立対象事実に関し当該公的研究費の使用に係る伝票、証ひょう書類、物品調達の納品状況、出勤簿の整合性等の各種資料（以下「関係資料」という。）の精査並びに申立者及び被申立者等へのヒアリングを行うものとする。

2 前項に規定する調査を行うに当たっては、被申立者等の弁明の聴取を行わなければならない。

(調査の協力)

第6条 申立者及び被申立者等は、前条に規定する提出等調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全措置)

第7条 調査委員会は、関係資料の調査に当たり、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠蔽が行われるおそれがある場合においては、被申立者等の研究室等で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又はデータ保存等に関する機器等の保全を強制的に行うことができる。

2 調査委員会は、前項に規定する措置をとる場合には、事前に被申立者等が所属する部局の長の承諾を得た上で、必要最小限の範囲及び期間にとどめるものとし、委員長は事後に最高管理責任者に報告しなければならない。

3 調査委員会は、第1項に規定する一時閉鎖した研究室等の実地調査及び保全措置を施した機器等の調査を行う場合は、被申立者が所属する部局の長が指名する専任教育職員2人の立会いを必要とする。

(審理)

第8条 調査委員会は、当該調査の開始後、相当の期間内（おおむね150日間）に調査した内容をまとめ、申立対象事実の有無について審理し、判断を行うものとする。

2 申立対象事実が存在しなかったと判断される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の判断を行うものとする。この判断を行うに当たっては、申立者は書面又は口頭による弁明の機会を有するものとする。

(判断の根拠)

第9条 前条第1項に規定する判断を行うに当たり、物的証拠、証言、被申立者等の自認等の諸証拠を総合的に判断した上でこれを行うものとする。

2 被申立者等の自認等を唯一の証拠として公的研究費の不正使用と判断することはできない。

(判断結果の報告等)

第10条 委員長は、第8条に規定する審理による判断の結果を統括管理責任者に報告するものとする。

(再調査)

第11条 調査委員会は、管理規程第23条の規定により不服申立ての再調査を行う場合は、管理規程第23条第2項に規定する不服申立書の受理からおおむね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定する。

2 前項に規定する再調査を行うに当たり、被申立者又は申立者は当該事案の速やかな解決に向けて、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力しなければならない。

(規程の運用)

第12条 この規程の運用については、この規程の定めるもののほか、法令等の定めに従うものとする。

(事務)

第13条 研究費不正使用調査委員会に関する事務は、財務課において行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。